

## 第46回全国消費者大会の開催にあたって

2007年度も、53の消費者団体の参加により全国消費者大会を開催することになりました。今年の大会のテーマは、『**発揮しよう！消費者の底力！！安心してらせる社会のために**』としました。

依然として多発する食品の偽装表示や食品価格の高騰、相次ぐ製品安全に関わる事故、消えた年金と揺らぐ介護保険による老後への不安、そして貧困と格差の拡大による生活の不安など、今、私たちの身の回りで発生している様々な問題のために、「安心してくらしたい」という、消費者にとって最も大切に基本的な願いが脅かされています。

2004年に改正された「**消費者基本法**」には“**消費者の権利**”が明記されていますが、毎日のくらしの中で“**消費者の権利**”が実感できているのでしょうか。消費者重視の経営が行われていたら、消費者をだますような食品の偽装表示はありえなかったはずです。また、消費者のくらしを守るという視点で行政の施策が実施されていれば、製品安全や年金などの問題が発生するような、ずさんな事態は起こらなかったはずです。

私たち消費者は、これまでも多くの問題に直面してきましたが、一人ひとりが声を上げ、多くの人々といっしょになって社会に発信することにより、政治を動かし、社会の仕組みをよりよい方向へと動かしてきました。

まさに今の時代こそ、消費者の声を具体的に施策の中に反映させて、安心して暮らせる社会を実現していくことが求められているのではないのでしょうか。そして、全国で活動している消費者団体が、その役割を担っていくことができると思います。

今年の6月、**消費者団体訴訟制度**がスタートしました。近年、商品・サービスについての契約に関するトラブルが増加していることから、認定された消費者団体が事業者に対して不当な契約や勧誘についての是正を求めることができ、応じない場合には差止め請求が行えることとなります。消費者被害の未然防止・拡大防止に向けて大きな役割発揮が期待されています。

消費者基本法には消費者の権利が明記されるとともに、それを尊重した消費者政策を計画的に推進することが定められました。その具体化としての**消費者基本計画**は5ヵ年計画として策定され、今年が3年目となります。毎年、計画の進捗状況について検証・評価・監視が行われ、その際には消費者委員も参加した国民生活審議会の意見を聴くことになっています。今後も引き続き消費者からの積極的な意見表明が求められます。

2003年に食品安全基本法が制定され、食品安全委員会の設置やリスク分析手法の導入など、食品の安全を確保する仕組みが整備されてきました。しかし、依然として食品に関わる事件・問題は多発しています。また、日本の食料自給率の現状から、食糧確保も今後の重要なテーマとなってきます。家

族が安心して毎日の食卓を囲むことができるよう、これからも消費者の要望にそった食品安全行政が行われなければなりません。そのために、国や自治体の食品安全行政に消費者も積極的に参画することが大切です。

収入格差や雇用機会の格差、また年金問題や介護保険の給付制度の見直しなどによる不安が広がる一方、この間実施された定率減税の廃止や住民税のアップにより、多くの消費者にとって痛みは切実なものになっています。税・社会保障制度における公平な負担と給付、その在り方について、みんなで考え合うことが求められています。

持続可能な社会を実現するためには、温室効果ガス排出量について京都議定書で約束した目標(2012年までに90年比で6%削減)を達成しなければなりません。消費者と国や自治体、事業者が、いっしょに取り組むことが必要です。

相次ぐ製品事故を防止するために、2007年5月、改正消費生活用製品安全法が施行され、製品事故情報報告・公表制度が設けられました。事故情報の収集と公表、事故の再発防止対策から、同タイプの事故の再発防止に役立つことが期待されています。しかし、消費者への情報伝達が課題であり、わかりやすい情報提供の在り方が必要です。また、長期に使用される製品のうち、経年劣化による事故発生率が高い製品について、消費者に対する保守などのサポートが検討されています。一方、製品の欠陥に起因する事故による被害からの救済のため、製造物責任法の早期の見直しも必要です。

最近の公共交通機関の状況は決して安心して利用できるようなものではありません。運輸事業の規制緩和政策による競争の激化、コスト削減により安全性が脅かされているとも言われています。

国民投票法(日本国憲法の改正手続きに関する法律)が、今年の5月に成立しました。日本国憲法第96条第1項に憲法改正の要件が規定されていますが、具体的な手続きについて憲法上の規定はありませんでした。国民投票法の制定により憲法改正の手続きが整えられましたが、まず大切なことは憲法の理念を理解して、暮らしの中で息づかせることではないでしょうか。

この秋からの重点課題としては、割賦販売法と特定商取引法の改正があります。いわゆる次々販売などの悪質商法にクレジットが使用され、高齢者をはじめとした社会的弱者に対する不適正な与信や過剰与信から、深刻な被害が生じています。クレジットの支払いのために借金を重ねて多重債務に追い込まれる場合もあり、信販会社が適切に審査することや、支払い能力を超えるようなクレジット契約の禁止などが求められています。また、消費者が希望しない電話や訪問・電子メール・ファックス等による勧誘の禁止も検討されています。学習し、みんなの力で改正を実現しましょう。

全国消費者大会への参加を通じて、消費者問題の共有化と、全国から参加している消費者との交流を深め、地域で取り組むヒントをぜひ持ち帰ってください。関心を持ったテーマから始まる一人ひとりの活動が、地域を変え国の施策を変える力になります。

消費者大会実行委員会では、こうした地域発の活動が前進できるようなお手伝いができればと考えています。

みなさんといっしょに実りある大会にしていきたいと思います。